

令和4年7月27日
地域行政部
地域行政課

臨海斎場の火葬料改定について

1 主旨

臨海部広域斎場組合が運営する臨海斎場の火葬料は、適正な利用者負担の観点のもと、3年ごとを目途に定期的に見直しを図ることとしている。

臨海部広域斎場組合は、前回の火葬料改定を平成30年度に実施しており、令和3年度に改定の予定であった。しかし、令和元年度からの火葬受入れ枠拡大（1日32件から35件へ）に伴う利用実績の増加や令和元年10月の消費税率引上げ等による経費への影響を反映させるため、令和2年度の決算数値をもとに火葬料を算定し、令和5年度から料金改定を行う予定であるので報告する。

2 火葬料改定の概要

(1) 基本的な考え方

適正な利用者負担となるよう、火葬事業に係る経常経費（火葬事業原価相当額）をもとに組織区内火葬料（港、品川、目黒、大田、世田谷区民に適用）及び組織区外火葬料を算出する。

(2) 算定方法

①火葬料収入で火葬事業が実施できるよう、改定率を設定する。

$$\boxed{\text{年間火葬経費（火葬事業原価相当額）} = \text{年間火葬料収入} \times \text{改定率}}$$

②改定率を、1.1倍とする。

火葬事業に係る年間火葬経費（火葬業務委託料＋火葬に係るガス・電気代＋骨壺代＋火葬炉経常修繕費＋施設全体の管理運営経費の6割（火葬事業部分））を、年間火葬料収入（現行火葬料×火葬件数）で割り返し、算出した。

③現行の組織区内火葬料に改定率を乗じて、新しい区内火葬料を算定する。

④組織区外火葬料も同様に、改定率を乗じて算定する（現行同様、組織区内火葬料の2倍の金額になる）。

(3) 改定料金（予定）

区 分		現 行	改定後
組織区内 火葬料	12歳以上	40,000円	44,000円
	12歳未満	24,400円	26,800円
組織区外 火葬料	12歳以上	80,000円	88,000円
	12歳未満	48,800円	53,600円

※その他、胎児や人体の一部等の火葬料についても同様に、改定率（1.1倍）を乗じて改定する。

(4) 他施設との比較

斎場名	火葬料 (大人)	備考
都立瑞江葬儀所	(都民) 59,600 円	令和4年4月1日現在の金額 ※収骨容器は含まない
代々幡・桐ヶ谷・ 堀ノ内斎場	75,000 円～145,000 円	
臨海斎場	(組織区区民) 44,000 円 (改定予定額)	※収骨容器を含む

3 今後のスケジュール (予定)

令和4年8月	臨海部広域斎場組合議会に条例改正案の提案
9月以降	区のおしらせ、区ホームページにより周知 事業者への周知 (臨海部広域斎場組合より)
令和5年4月1日	改定料金の適用